○農林水産省告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市下川上字安川五九三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川字濁谷五六三の一、五六三の四から五六三の六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字濁谷五六三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　石川県白山市鴇ケ谷ヨ四の一、五、六の一、六の三、河内町奥池ハ一二七

(一)　指定の目的　水源のかん養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　石川県白山市中宮ヰ一の五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町小竹字上宮尾平ラ一一七九の二・一一七九の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字下蚊屋字三王原四〇二の五一・四〇三の五（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市福部町久志羅字菖蒲峠七〇〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市福部町久志羅字菖蒲峠七〇〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字中来二七九六の二・二八〇一の二・二八〇二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二八〇五、字柳流二八六二の二（次の図に示す部分に限る。）、字中フヂ二八六四、字矢所ノ迎二八六五の六・二八六五の九・二八六七の七・字川久保ノ迎二八六九の一・二八六九の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二八七〇の二、二八七〇の三・二八七一の二・二八七一の三・字山神二九〇五の三・二九〇八・二九一七の三・字ツメノ坂二九一九の五・二九二一の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

(一)　解除の理由　ダム用地とするため

(二)　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字シイ谷二四二七の二・字ヲキナカ二四六八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字作り道二四九九、二五〇〇、字藤木二五一〇の二・二五一三の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字石原二五一八、字出ノ上二五二五の一、字長迫二七〇〇の二（次の図に示す部分に限る。）

(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(四)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町字東雲五三〇（次の図に示す部分に限る。）